



男女共同参画の視点

あなたは大丈夫？ DV被害

DV(ドメスティックバイオレンス)とは、配偶者や恋人などから受ける暴力や支配的な行動のことをいいます。DVは「自分さえ我慢すればいい」と理不尽な暴力に耐えてしまう被害者が後を絶たず、外から発見されにくいと、事態が深刻化するケースが多くあります。そして、日頃からずっと暴力を受けていると、誰もが自分の身に起こっていることを正しく理解することができなくなります。

理由も分からず殴られ、けなされても「私にも悪いところがある」、包丁を突きつけられても「大したことではない」。そう自分に言い聞かせて、恐怖や痛みを耐えてしまいます。

DVは体に直接受ける暴力だけでなく、次のようなさまざまな行為が挙げられます。

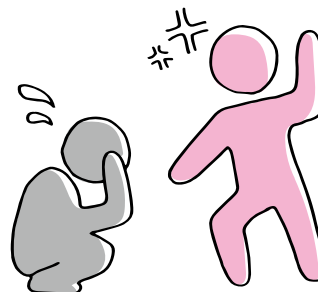
- 身体的暴力**…殴る・蹴る・物を投げるなど
- 精神的暴力**…細かく監視する・無視をする・殴るふりをして脅すなど
- 経済的暴力**…生活費を渡さない・家計を厳しく管理するなど
- 性的暴力**…避妊に協力しない・性行為の強要など
- 子どもを巻き込んだ暴力**…子どもに暴力を振るうと脅す・子どもを危険な目に遭わせるなど

DVはただのけんかでは片付けられない、とても深刻な問題で、どんな事情があったとしても許されません。一番大切なのはあなたの気持ちです。まずは何かがおかしいということに気づき、誰かに話してみるという一歩を踏み出してください。

DVについては下記の窓口で相談することができます。

- 女性のための相談(予約制)**…市民協働課(☎20-1507、木曜日の午前10時～午後4時)
- 女性電話相談**…県女性サポートセンター(☎043-206-8002、24時間年中無休)
- 男性電話相談**…県男女共同参画センター(☎043-308-3421、火・水曜日の午後4時～8時)

※くわしくは市民協働課へ。



消費生活相談Q&A

火災保険の請求代行に注意

Q 保険金の請求代行をしているという事業者が自宅を訪ねてきて「自然災害の被害には火災保険が適用されるので、自己負担なく修理できる。台風で壊れた雨どいを修理しないか」と言われました。面倒な手続きは全てやってくれるのですが、依頼しても大丈夫でしょうか。

A 近年、自然災害による被害が深刻化し、火災・地震保険を請求することが多くなっています。保険金の請求は加入者自身で行うことが基本であり、加入先の保険会社や保険代理店に連絡すれば、無料で手続きをすることができます。

訪問に来る事業者は自己負担なく修理できると言いますが、本当に保険金が支払われるか、金額がいくらになるかは保険会社が判定するので、事業者との住宅修理工事契約の段階では分かりません。また、手数料やコンサルティング料として「保険金額の3～5割を支払う」と定めている場合があり、保険金が支払われても修理費用が足りなくなるケースや、工事を依頼しないと、違約金として保険料の3～5割を支払うようになっている場合があります。さらに、事業者が修理費用を高額に見積も

るために、自然災害による被害ではない箇所を偽って請求するなど、本来の請求者である加入者が保険会社に対して詐欺を行ったことになる恐れがあります。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

